

保護者様

所沢市教育委員会教育長

2学期開始に伴う保護者様へのお願い

日頃より、本市の教育活動にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症につきましては、現在県内及び市内にて新規感染者数が高止まりしている状況にあります。
2学期を迎えるにあたり、本市といたしましては、引き続き、基本的な感染症対策の徹底を図りながら、教育活動を行ってまいります。
つきましては、下記の点について特段のご配慮・ご協力をお願いいたします。

記

1 2学期以降の学校の対応について

(1)学習活動について

○感染症対策を徹底したうえで実施いたします。

(2)部活動について

○感染症対策を徹底したうえで各学校で策定している「部活動に係る活動方針」に基づき実施いたします。

・活動日数や活動時間については、各学校で策定している「部活動に係る活動方針」に基づき実施します。

・全国や県につながる公式の大会やコンクール等の14日前からの練習については、予め保護者の参加同意書をとってから行うこととします。

2 日常の健康管理と基本的感染症対策の徹底について

○毎朝登校前に検温を行うなど、体調管理の徹底をお願いします。

○抵抗力を高めるために、食事、睡眠など、規則正しい生活リズムで過ごし、体調を整え健康管理に努めてください。

○3密の回避、石けん等と流水による手洗い、適切なマスクの着用、適切な換気・保湿など、基本的な感染症対策を徹底してください。

○放課後や休日の習い事、友達との遊び等における感染症対策についてご家庭でお子さんに話してください。

3 マスクの取扱いについて

・マスクの取扱いにつきましては、令和4年5月31日付けで市教育委員会より学校をとおして配布された「学校生活におけるマスクの着用について」を御確認いただき、あらためて御協力をお願いいたします。※所沢市役所ホームページでも確認ができます。

【トップページ>子育て・教育>子どもの教育（幼稚園・小中学校）>学校教育>学校生活におけるマスクの着用について（令和4年5月）】

4 新型コロナウイルス感染症に関する出席の扱いについて

【出席できる場合】

(1)同居の家族に「濃厚接触者」がいるが、児童生徒本人の体調は良好な場合

(2)同居の家族に「接触者」*がいるが、児童生徒本人の体調は良好な場合

※「接触者」とは、拡大PCR検査の対象となっている場合や学級閉鎖の措置がとられた場合のことをいいます。

(3)本人または同居の家族の風邪に似た症状がアレルギー疾患（花粉症等）によるものである場合。

※アレルギー疾患等の症状については新型コロナウイルス感染症の症状と区別することが困難であることから、花粉症等のアレルギーに係るかかりつけ医の診断・判定に基づいて、学校へ御連絡いただきますようお願いいたします。

以上の場合については、PCR検査および抗原検査等の有無にかかわらず出席可能とします。

【出席を控えていただく場合】

- (1) 体調不良の場合（発熱や倦怠感などの風邪症状、普段と体調が少しでも異なる等）
※再登校の時期については、かかりつけ医や学校に御相談ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症予防接種による副反応等が生じた場合
- (3) 同居の家族に（1）の症状がある場合
※同居家族が医師の診察を受ける等、お子さんの登校については差し支えないと判断された場合は、出席できることとします。
- (4) 同居の家族に（2）の症状がある場合
※明らかに副反応による症状であり、児童生徒本人の体調に問題がなければ登校可能とします。
- (5) 児童生徒本人が濃厚接触者となった場合
※原則5日間（6日目解除）自宅待機となります。
※2日目及び3日目（2日間）の抗原定性検査キットを用いた検査によって陰性を確認し、保健所の指示があった場合には、3日目からの解除が可能となる場合もあります。

以上の場合については、本人の健康保持と感染拡大防止の観点から、お子さんの登校を控えてください。その場合は、欠席ではなく「出席停止」扱いとなります。

- (6) 新型コロナウイルス感染症への不安から登校を控えたい場合
※(6)については、「生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合」などの合理的な理由があると学校が判断した場合に限られます。

- 「同居家族」には、市内小・中学校に通うきょうだいを含みます。
- お子さんや同居のご家族の感染が疑われる（濃厚接触者、PCR 検査等の対象者になる）場合は、学校へ速やかに連絡をお願いします。あわせて、きょうだい関係の園・学校等への連絡もお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染症予防接種に伴う出席の扱いについて】

○以下の場合は「出席停止」扱いとなります。

- (1) お子さん本人が新型コロナウイルス感染症予防接種に伴い、学校を休んだ場合。
- (2) お子さん本人が新型コロナウイルス感染症予防接種による副反応等が出て、学校を休んだ場合。

○以下の場合は「出席」扱いとなります。（「遅刻」・「早退」とはなりません。）

- (1) 登校したが、お子さん本人が新型コロナウイルス感染症予防接種に伴い、途中で帰宅した場合。
- (2) お子さん本人が新型コロナウイルス感染症予防接種に伴い、遅れて登校した場合。

【登校後に体調を崩した場合等の出席の扱いについて】

○以下の場合は「出席停止」扱いとなります。

- (1) 登校したが、お子さん本人の具合が悪くなり、新型コロナウイルス感染症が疑われたことにより途中で下校した場合。
- (2) 登校したが、家族の具合が悪くなり、家族の新型コロナウイルス感染症が疑われたことにより、途中で下校させた場合。

5 「心のケア」や「偏見・差別の防止」について

子供たちは、長期にわたる新型コロナウイルス感染症への対応によるストレスや、「罹患してしまうのではないか」等の不安を抱えている可能性があります。ご家庭においても子供たちの心の状態の把握に努めていただき、心配な様子が見られました場合は、学校へも御相談ください。

また、感染された方やその後家族、医療に従事する方等への偏見や差別は許されないことをご家庭でもお子さんに御指導ください。あわせて、新型コロナウイルスワクチン接種につきましても同様に、接種を受けるまたは受けないことによる偏見や差別が生じることがないよう御指導ください。